

西宮市空家等対策関係課会議設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係課が目標と課題を共有し、管理不全の空家等が起因となる問題の解決を協力・連携して組織的・効果的に図るとともに、空家等を地域資源として活用する方策を検討することを目的に、「西宮市空家等対策関係課会議（以下「関係課会議」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 関係課会議は、別表に掲げる部署（以下「関係課」という。）の長をもって構成する。

- 2 関係課会議に座長を置き、座長には環境衛生課長をもって充てる。
- 3 関係課会議の事務局は、環境衛生課に置く。

(事務局)

第3条 事務局が行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現地の状況及び所有者等の調査並びに担当部署の選定に関する事。
- (2) 相談内容に応じて選定した部署との連携・調整及び移管に関する事。
- (3) 空家等データベースの整備・管理及び各種照会・回答の集約に関する事。
- (4) 国・県及び関係機関との連絡・調整に関する事。

(会議)

第4条 関係課会議は、座長が招集する。

- 2 座長は必要に応じて、別表に掲げる部署以外で空家等対策に関連する部署の長及び実務担当者に関係課会議に加えることができる。

(所掌事務)

第5条 関係課会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 西宮市空家等対策実施要綱、空家等対策計画に関する事項
- (2) 関係課の役割分担及び協力・連携体制の整備に関する事項
- (3) 空家等及びその跡地の活用促進に関する事項
- (4) 立入調査及び特定空家等・管理不全空家等の認定並びにその措置に関する事項
- (5) 西宮市空家等対策審議会に関する事項
- (6) その他、空家等対策における施策・事業の推進に関する事項

(情報共有及び管理等)

第6条 法に基づき、収集した個人情報等の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策に必要な所有者等の情報（空家等の所有者（納税義務者）又は必要

な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号等に限る)は、関係課会議及びその他空家等対策に関連する部署で共有できるものとする。

(2) 空家等対策以外の目的には使用しない。

(3) 空家等に関する情報は、事務局に集約して管理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、関係課会議の運営に関して必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年2月15日から実施する。ただし、第5条(1)及び(8)については、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表 (第2条関係)

環境局環境事業部	環境衛生課
都市局都市総括室	すまいづくり推進課
都市局建築・開発指導部	建築指導課
土木局土木総括室	土木管理課